

薬生発 0325 第 2 号

平成 31 年 3 月 25 日

一般社団法人 日本外科学会理事長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長

( 公 印 省 略 )

「血液製剤の使用指針」の一部改正について

血液行政の推進につきましては、平素より多大な御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今般、標記について、別紙のとおり各都道府県知事・各保健所設置市長・各特別区長宛て通知したところ です。

つきましては、貴職におかれましても御了知の上、貴組織内に周知いただき、血液製剤の使用適正化について特段のご理解・ご協力をいただきますようよろしく願いいたします。